

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）①（令和3年3月16日現在）

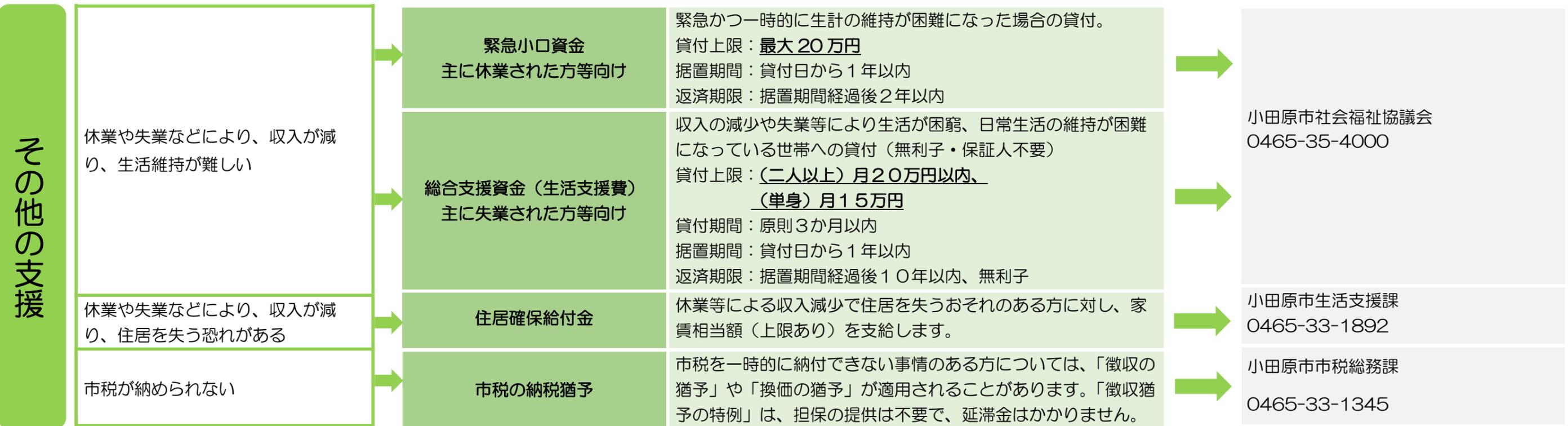
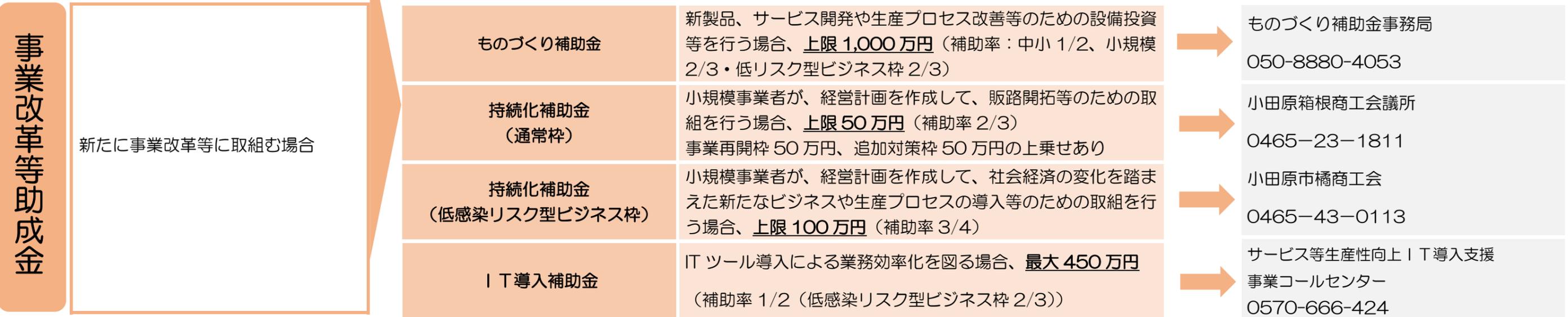
給付金	緊急事態宣言の発出による飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により売上が下がった。	一時支援金	中小法人等上限60万円、個人事業者等上限30万円 ※売上減少額による、算定あり。 ※緊急事態宣言発令地域の飲食店と取引あるか、不要不急の外出自粛による直接的な影響を受けた場合。 ※1月から3月のいずれかで50%以上（前年もしくは前々年対比）減少していること。	一時支援金事務局 0120-211-240 03-6629-0479
	県の要請に応じて、時短営業に協力した	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）	1日あたり6万円、1店舗あたり最大168万円 ※2月8日から3月7日までの間で、3月7日まで連続して時短営業した日数が対象。 ※店舗対象等に制限あり。	協力金コールセンター 045-330-4892
	従業員に休業手当を支払う場合	雇用調整助成金の特例措置	休業手当等助成1人あたり 日額上限15,000円 ※教育訓練実施の場合、1人あたり最大2,400円加算。	神奈川県労働局職業対策課助成金センター 045-277-8815 ハローワーク小田原 0465-23-8609
	従業員が保護者で有給の休暇を取得させる場合	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業で、有給の休暇取得をした者1人あたり日額上限15,000円	学校等休業助成金・支援金コールセンター
	フリーランスで保護者である場合	小学校休業等対応支援金	就業できなかった日、1日あたり定額7,500円	0120-60-3999
	新型コロナウイルス感染者の発生により、事業所等の消毒を実施する場合	新型コロナウイルス感染症対策消毒事業費補助金	※①か②のいずれか ①消毒に要する業者への委託経費、上限30万円（補助率2/3） ②自ら消毒事業を行う場合の備品の提供（アルコール、防護服、マスク、手袋（5名分））	小田原箱根商工会議所経営企画グループ 0465-23-1811
融資	資金繰りのため融資を利用したい	小田原市中小企業小口資金（4号別枠）	売上が20%以上減少している方 融資限度3,000万円 保証料補助最大50万円／利子補給年間最大50万円	各金融機関又は 小田原市産業政策課 0465-33-1757
		新型コロナウイルス感染症対応資金	売上が5%以上減少している方 融資限度6,000万円 要件によっては、無利子無担保（15%以上減少など）	各金融機関又は 神奈川県金融課 045-210-5695
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上が5%以上減少している方 融資限度額中小事業6億円、国民事業8,000万円 ※特別利子補給制度併用で、一部無利子無担保	日本政策金融公庫 0465-23-3175
		商工中金による危機対応融資	売上が5%以上減少している方 融資限度額6億円 ※特別利子補給制度併用で、一部無利子無担保	商工組合中央金庫 0120-542-711
		新型コロナウイルス対策マル経融資	売上が5%以上減少している方 融資限度額1,000万円 ※特別利子補給制度併用で、実質無利子無担保	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811

『緊急経営改善相談窓口』～お困りのこと、なんでも相談ください！～

本市では、神奈川県よろず支援拠点からの派遣により、令和3年3月末まで、毎週月・水・金の9時から17時まで、中小企業診断士による「緊急経営改善相談窓口」を開設し、事業者がお困りのことについて、なんでもご相談を受け付けています。下記までご相談ください。

問い合わせ先：小田原市産業政策課（よろず支援拠点相談窓口）0465-33-1757/33-1758

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）②（令和3年3月16日現在）



『緊急経営改善相談窓口』～お困りのこと、なんでも相談ください！～

本市では、神奈川県よろず支援拠点からの派遣により、令和3年3月末まで、毎週月・水・金の9時から17時まで、中小企業診断士による「緊急経営改善相談窓口」を開設し、事業者がお困りのことについて、なんでもご相談を受け付けています。下記までご相談ください。

問い合わせ先：小田原市産業政策課（よろず支援拠点相談窓口）0465-33-1757/33-1758